

(案)

中間取りまとめに向けて ～実効ある地域主権改革のために～

平成23年 月 日

関西広域連合

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)

国出先機関対策委員会委員長 橋下 徹

広域連合を受け皿として国出先機関の移管を！

◆ 広域連合は、国からの事務・権限の移管を想定した制度

(地方自治法第291条の2第1項)
『国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。』

◆ 民主的に選出された執行機関・議会を有する地方公共団体

- ・ 国出先機関を地域住民によるガバナンスのもとに置き、民意を反映
- ・ 省庁タテ割りではなく、住民ニーズに基づく総合的な行政を実現

(第2回AP推進委員会 片山前大臣)

・「霞が関から『総論は賛成だが受け皿が問題だから』という議論がよくあります。これは本当に受け皿を心配しているというよりは、そのことをもって否定するために出てくる議論が多いのです。」

・「『道州制でなければいけない、道州制ならともかく』という話は前からある議論ですが、必ずしも道州制でなくても、きちっとしたガバナンスが働くかどうかの点検だと思います。」

(第2回AP推進委員会 逢坂前政務官)

・「これ(九州広域行政機構)については九州からの御提案も取り入れながら、広域連合制度の補完を行うという形で、九州からの御提案、あるいは関西で現在取り組んでいることが共通の土俵に乗っただけのような制度設計をすることが現実的なアプローチかと考えています。」

緊急時に国が指揮監督できず十分な対応ができない？

◇某省庁は、地方自治体である広域連合には、国が必要な関与(指揮命令?)ができず、緊急時の対応に不安があると主張？

⇒事実無根：災害対策基本法、原子力災害対策措置法では、
国から地方自治体に「指示」が可能

(災害対策基本法第28条第2項、第28条の6)

□ 緊急災害対策本部長(内閣総理大臣)、非常災害対策本部長(国務大臣)は、地方自治体の長その他の執行機関に対し必要な指示をすることができる。

▽東日本大震災では、国の「指示」に従い東京消防庁や大阪市消防局も福島第1原発で命がけの作業に従事したではないか？

▽昨今の大規模災害時に国出先機関が活躍しているというが…

- 壊滅的な被害を受けた地域や自治体に、国(出先)がカネや人を惜しまずに投入するのは当然では？
- 我々は出先機関を解体・廃止するとは言っていない。
- その機能や能力を地域住民の意思の下で発揮してほしい。

広域連合は不安定な組織なのか？

◇某省庁が『広域連合は解散・脱退が可能であり、組織として不安定』とのキャンペーン？

⇒事実無根：現行法上、安易な解散・脱退は不可

(地方自治法292条の3)

- 解散・脱退には全構成団体の議会の議決が必要
- 総務大臣の許可が必要
- 総務大臣の許可には関係行政機関の長との協議が必要

関西広域連合は国出先機関の機能・組織・財源を丸ごと住民による民主的ガバナンスの下に置くことを求めている



**政府は「言いがかり」に耳を貸すことなく、
「国出先機関の原則廃止」に向け果敢なリーダーシップを！**